

令和4年2月15日

南相馬市農業委員会
2月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年2月15日(火) 午前10時開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	※	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	※
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	※
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	※	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	※	17	佐 藤 良 一	※
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

「※」→新型コロナウイルスの感染防止のため、出席を求めない。

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし（新型コロナウイルスの感染防止のため、出席を求めない。）

3. 出席職員

事務局

①局長 増山 善樹 ②次長 佐藤 光 ③主査 山本 将之

④副主査 米本 一樹 ⑤主事 平田 幸子

農政課

副主査 高橋 弘

4. 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 3 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 4	報告第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の貸借の解約等の通知について
日程第 5	議案第 12 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 6	議案第 13 号	農用地利用配分計画に係る意見について
日程第 7	議案第 14 号	農地等の生前一括贈与による贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予継続届出に係る農業経営継続証明書の交付について
日程第 8	議案第 15 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 9	議案第 16 号	農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
日程第 10	議案第 17 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 11	議案第 18 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 12	議案第 19 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 13	議案第 20 号	農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）
日程第 14	議案第 21 号	現況確認証明申請について
日程第 15	議案第 22 号	農地法第 5 2 条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供について
日程第 16	議案第 23 号	令和 4 年度標準農作業料金の決定について

5. 会議の概要

(開会 午前10時)

議 長 只今より、令和4年2月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。新型コロナウイルスの感染を防ぐ観点から、再び、出席者を減じての開催であります。それでは先ず、欠席委員についてですが、本日はおりません。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号2番・鎌田芳彦委員、9番・塚野邦好委員、16番・早川孝雄委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。1月定例総会以降、本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第3号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任、14番委員からの報告を求めます。

14番委員 報告第3号についてご説明いたします。議案書の2ページになります。去る1月24日午前10時より市役所東庁舎2階第3会議室において、出し手1名、受け手となる公社から1名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容についてですが、出し手側から10アール当たり40万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については10アール当たり40万円で公社が購入することとなりました。売買代金は186万8,800円となり、公社手数料として1万8,600円を差し引き、支払金額は185万200円となります。なお、この件は、議案第12号、議案書9ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第4号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第4号についてご説明いたします。議案書の3ページから4ページになります。今回、8件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。なお、1番から5番については、当事者同士で解約の合意はしていたものの、解約したことの報告が未報告であったため、今回の定例総会での報告となりました。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第12号についてご説明いたします。議案書の5ページから9ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第12号についてご説明いたします。議案書の5ページから9ページになります。利用権設定が36件、所有権移転が1件となっております。内容につきましては、記載のとおりです。なお、賃借料については、双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第6、議案第13号「農用地利用配分計画に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第13号についてご説明いたします。議案書の10ページから11ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第13号についてご説明いたします。議案書の10ページから11ページになります。今回、農地中間管理事業として福島県農業振興公社を通して農地の賃借を行うもので、利用配分計画が17件となっております。内容につきましては記載のとおりです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第14号「農地等の生前一括贈与による贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予継続届出に係る農業経営継続証明書の交付について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第14号についてご説明いたします。差替えの議案書12ページから13ページになります。農地等の生前一括贈与による贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予を受けている方から、農業経営を引き続き行っていることの証明を求める農業経営継続証明願が贈与税納税猶予で13件、不動産取得税徴収猶予で13件ございます。なお、総会において承認されますと、税務署及び県税事務所へ農業経営継続証明書を提出することとなります。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第15号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号1番及び2番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、8番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から申請番号1番及び2番の説明を求めます。

事務局 議案第15号申請番号1番及び2番についてご説明いたします。議案書の14ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。調査担当委員からは、この案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員、7番委員には出席を求めているため、事務局にて補足説明を受けていれば、事務局から報告を願います。

事務局 補足説明は受けておりません。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 8番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から議案第15号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第15号の残り全部についてご説明いたします。議案書の14ページから

16ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第16号「農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第16号についてご説明いたします。議案書の17ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

議 長 15番委員。

15番委員 申請番号1番の聞き取り調査をしたのですが、被設定人の方はまだまだ土地を求めております。もっと経営規模を拡大したいと話しておりました。もし、委員の方で心当たりがありましたら、被設定人に事務局を通してでも斡旋していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議 長 農地利用最適化の推進を図るためにも、農地集積について委員それぞれの立場でご協力いただきたいと思います。ありがとうございます。

議 長 ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第17号についてご説明いたします。議案書の18ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する事項はありません。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、8番委員。

8番委員 申請番号1番について現地調査の報告をいたします。申請内容は議案書18ページに記載のとおりです。現地案内図は1ページになります。去る2月12日午後5時頃より、申請人及び代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査事項に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また現地状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第18号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第18号についてご説明いたします。議案書の19ページ、申請番号1番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、2番委員。

2番委員 申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は2ページです。去る2月9日午後2時頃より、譲渡人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲渡人からの聞取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第19号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第19号についてご説明いたします。議案書の20ページ、申請番号1番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりとなっております。第3種農地に長屋住宅を建築するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、14番委員。

14番委員 申請番号1番について報告いたします。現地案内図は3ページです。2月12日午前10時頃、代理人行政書士立会いのもと現地調査いたしました。立地基準及び一般基準ともに満たしており、また融資証明書も添付されており、何ら支障なきものと判断しました。皆様のご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第20号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第20号についてご説明いたします。議案書の21ページから22ページ、申請番号1番から4番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号1番は工事に伴う資材置場として使用するための一時転用であり、転用期間は令和6年12月31日までとなります。

申請番号2番は工事に伴う現場事務所、資材置場等として使用するための一時転用であり、転用期間は14か月となります。

申請番号3番は工事に伴う現場事務所、資材置場等として使用するための一時転用であり、転用期間は4か月となります。

申請番号4番は都市計画の用途地域内農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請となります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、18番委員。

18番委員 申請番号1番について現地調査を報告いたします。子細につきましては記載のとおりです。現地案内図は4ページです。橋梁工事のための資材置場としての一時転用であります。去る2月14日午前11時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、当該地は平坦地であり、周囲は設定人の所有地、市道、農道であります。よって、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 次に申請番号2番について、16番委員。

16番委員 申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページです。所在地や申請事由は記載のとおりです。去る2月9日午前9時頃より、申請者及び代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請者及び代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様方のご審議

よろしく願い申し上げます。以上であります。

議 長 次申請番号3番について、11番委員。

11番委員 申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページです。去る2月10日午後1時30分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。転用理由は記載のとおり4か月間の一時転用許可申請です。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

なお、許可に当たり、申請地の向かい側に保育園、隣側に中学校となっていることから、代理人行政書士から申請者に対して、使用に当たり「事故が起きないよう十分注意すること」や「関係者に事前に内容を説明すること」を依頼しました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上であります。

議 長 次申請番号4番について、10番委員。

10番委員 申請番号4番について現地調査の結果を報告いたします。詳細は記載のとおりです。現地案内図は7ページです。去る2月9日午後4時頃より、行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断させていただきました。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第21号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第21号についてご説明いたします。議案書の23ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりとなっております。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明申請です。申請のあった農地のうち、申請番号1番の1筆を除く他全てについて非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼していますのでご報告お願い

いたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員を代表しまして、3番委員から報告をお願いします。

3番委員 現況確認証明申請について現地調査を報告いたします。去る2月4日午後1時30分より、農地利用最適化推進委員2名、事務局職員1名、私の計4名で現地調査を行いました。

まず申請番号1番ですが、現地案内図は8ページになります。当該地は原町区押釜地区の住宅地の一角にあり、以前は杉山の状態であり、昭和54年にこれらを伐採し、その後は竹林の状態でした。「震災後に竹を切って見た目を良くした」とあるように、現在は杉の切り株が残っており、その後に植栽されたと思われる「桜」「榊」が散見しておりますが、周囲の状況から原野、山林と判断できる土地ではないと思われ、農地として復元は可能であり、復元後は農地としての利用が可能な土地であると判断いたしました。

続きまして申請番号2番ですが、現地案内図は9ページになります。当該地は主要地方道原町川俣線及び県道大芦鹿島線の合流付近に位置し、申請内容によりますと、昭和46年以降不耕作となり原野化したとありますように、2筆続いております。田面も畦畔も確認できないほど萱が一面に生い茂り、機械の進入も困難であると思われるほど原野化した状態であるため、非農地と判定いたしました。

次に申請番号3番ですが、現地案内図は10ページになります。当該地は、平成21年に相続時、既に山林化していたとありますように、住居跡を挟んで前後に位置する畑で、周囲の山林と一体化して日陰でもあり、非農地と判定しました。

最後に申請番号4番です。現地案内図は11ページになります。当該地は、田2筆、畑1筆の3筆です。田は南北につながる土地で、南側一面に葎が生い茂り北側は竹林の状態であるため、非農地と判定しました。また、少し離れた畑は周囲の山林と一体化し日照条件も悪く、農地として復元することは困難と思われ、非農地と判定いたしました。以上、現地調査の報告を申し上げます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第22号「農地法52条の規定に基づく農地の賃借料

情報の提供について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第22号についてご説明いたします。議案書の24ページから25ページになります。内容につきましては、令和3年1月から12月までに農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法により締結された賃貸借における賃借料水準を示したものとなっております。賃借料の標準的な水準を算定するため、平均値のプラスマイナス70パーセントを超えるものについては除いております。なお、賃借料情報は市の広報紙等で周知いたします。以上です。

議長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第16、議案第23号「令和4年度標準農作業料金の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第23号についてご説明いたします。議案書の26ページから27ページになります。内容につきましては、令和3年11月30日開催の農地専門委員会で協議した素案をもとに、令和4年1月27日開催の標準農作業料金検討会議でこの原案が作成されました。作業料金を決定するため、定例総会に提案させていただくものです。

一般農作業料金は、国の最低賃金引上げの目標である年率3パーセントを参考に金額を引き上げいたしました。また、燃料費の高騰を鑑み、機械作業料金の引上げを行い、乾燥調製についてはJAの金額に揃える形となりました。この内容についてご審議いただき決定となれば、各関係機関及び市の広報紙等で周知を図る運びとなっております。以上です。

議長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 以上で、本日子定いたしました報告2件及び議案12件、合わせて14件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の2月定例総会を閉会とい

たします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(閉会 午前10時42分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和4年3月16日

議事録署名人 (2番・カマダ ヨシヒコ)

議事録署名人 (9番・ツカノ クニヨシ)

議事録署名人 (16番・ハヤカワ タカオ)
